

## 機関要件の確認事務に関する指針（2019年度版） （令和元年6月25日）追補

### 【Q & A】（P.17 の追補）

Q 確認申請書の様式は、設置者の法人類型や学校種によって、提出すべきものが異なるが、提出を要しない様式は削除してよいか。

A 提出を要しない様式は削除されたい。なお、設置者の法人類型別、学校種別に提出すべき様式について、いくつかの例を整理した場合、次のとおり。

区分	国立大学	私立大学	私立専門学校	
	国立大学法人	学校法人	学校法人 準学校法人	その他法人
第1号	○	○	○	○
第2号の1－①	○	○	削除	削除
第2号の1－②	削除	削除	○	○
第2号の2－①	○	○	○	削除
第2号の2－②	削除	削除	削除	○
第2号の3	○	○	○	○
第2号の4－①	○	○	削除	削除
第2号の4－②	削除	削除	○	○

Q 学科新設を予定している場合、例えば、確認申請書（様式第2号の1）には、新設予定学科の教育課程（予定）を踏まえ、「実務経験のある教員等による授業科目」の数に記載するといった対応が必要か。

A 「新設される大学等に係る機関要件確認における取扱い」（P.4）で示したように、「確認申請時点の大学等の状況が記載された申請書について確認審査を行う」こととしている。従って、今回の確認申請書において、新設予定学科に関して記載する必要はない。

Q 確認申請書（様式第1号）の宛先は、どのように記載すればよいか。担当部署名も記載すべきか。

A 機関要件の確認事務の概要（P.1）で示した確認者名を踏まえ、例えば、国立大学、私立大学の場合は「文部科学大臣 殿」と、私立専門学校の場合は「〇〇県知事 殿」と記載されたい。

Q 確認申請書（様式第1号）に代表者の押印は必要か。

A 本様式には押印の欄を設けず、押印を求めないこととしている。（ただし、押印しても差し支えない。）

Q 「（添付書類）経営要件を満たすことを示す資料」の「Ⅲ 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況」について、専門学校において、学生募集停止した学科であって、

生徒が在籍しないが、廃止手続を行っていない学科があった場合、当該学科の収容定員及び在学生等の数は計上しないこととしてよいか。

A そのような対応で差し支えない。

Q 「(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料」について、「事業活動収支計算書」には、「経常収入」、「経常支出」及び「経常収支差額」の該当部分に色を付けて明示すること」とあるが、「経常収入」、「経常支出」という科目自体はないため、どのように対応すればよいか。

A 「経常収入」にあたるものとして、「教育活動収入計」、「教育活動外収入計」に、「経常支出」にあたるものとして、「教育活動支出計」、「教育活動外支出計」に、色を付けて明示されたい。その際、「学校法人運営調査における経営指導の充実について」(平成30年7月30日文科科学省高等教育局長通知)別紙4も参考とされたい。

(参考)平成30年7月30日付け30文科高第318号文科科学省高等教育局長通知  
「学校法人運営調査における経営指導の充実について」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1408727.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1408727.htm)

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/\\_icsFiles/afildfile/2018/08/31/1408727\\_4.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/_icsFiles/afildfile/2018/08/31/1408727_4.pdf)

Q 「(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料」について、「事業活動収支計算書」及び「貸借対照表」に色を付けて明示する場合、カラー印刷によらず白黒印刷(該当部分をグレー表示)としてもよいか。

A そのような対応で差し支えない。

Q 「(添付書類) 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧」について、専門学校において、学生募集停止した学科であって、生徒が在籍しないが、廃止手続を行っていない学科があった場合、当該学科は「支援対象者が在籍できない学部等」として扱ってよいか。

A そのような対応で差し支えない。

なお、本対応に伴って、以下の各ページにおける対応についても、当該学科を支援対象者が在籍できない学部等として扱って差し支えない。

(P.21)「ただし、支援対象者が在籍できない学科(P.9参照)については要件を満たす必要はなく、この表への記載も不要である。」

(P.25)「Q 支援対象者が在籍できない学部等については、要件を満たさなくてもよいのか。」

(P.34)「Q GPA等の分布に関する資料は、学部等の単位で作成することが求められるのか。」

(P.35)「Q 支援対象者が在籍できない学部等(P.9参照)については、記載する必要はあるのか。」

(P.45)「すべての学科について作成すること。なお、留学生や社会人学生など支援対象外の生徒しか在籍できない学科については、記載不要であることを基本とする。」

ただし、申請時点で支援対象者が在籍していなくても申請以降に支援対象者が在籍する可能性がある場合は、要件を満たすことが必要である(P.25)ことに注意すること。

Q 高等学校等への説明会等において、機関要件の「確認申請中」であることを広報することは可能か。

A 機関要件の確認申請後に、申請者の責任において、機関要件の「確認申請中」であることを広報することは可能である。ただし、入学希望者や社会に対して、確認を受けられる見込であるかのような誤解を与えたりすることのないよう十分に留意されたい。

【Q & A】(P.23 の追補)

Q 「実務経験のある教員等による授業科目の配置」について、大学等として公表すべき「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表に計上する単位数又は授業時数は、確認申請書(様式第2号の1)に計上する単位数又は授業時数と一致しなくてもよいのか。

A Q & A 「単位数又は授業時数について、「公表する一覧表の数値」、「申請書の数値」、「提出する一覧表の数値」、「提出するシラバスの数値」の関係性はどうか」(P.23)で示したように、計上する単位数又は授業時数の大小関係を整理した場合、次のとおりとなる。

・ 公表する「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表

||

・ 確認申請書(様式第2号の1)

∨ ||

・ 機関要件確認者に提出する添付書類

〔実務経験のある教員等による授業科目の一覧表

《省令で定める単位数等の基準数相当分》

実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書(シラバス)

《省令で定める単位数等の基準数相当分》〕

従って、大学等として公表すべき「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表に計上する単位数又は授業時数は、確認申請書(様式第2号の1)に計上する単位数又は授業時数と一致することとなる。

Q 確認申請書(様式第2号の1-①)の「1.「実務経験のある教員等による授業科目」の数」について、「全学共通科目」には学部等に関わらず履修できる授業科目を計上とされているが、昼間学部等に通信制を併設する大学・短期大学の場合であって昼間学部等と通信制とで「全学共通科目」の内容が異なる場合は、「全学共通科目」の欄を上下に区分し、昼間学部等向けの「全学共通科目」の単位数を上段に、通信制向けの「全学共通科目」の単位数を下段に表示してよいか。

A そのような記載で差し支えない。

Q 医学又は歯学に関する学科であって、学則等において、修得単位の一部について、相当する授業時間の履修をもって代えることとしている場合、確認申請書(様式第2号の1-①)の「省令で定める基準単位数」はどのように記載すべきか。

A 医学又は歯学に関する学科について省令で定める基準単位数は、あくまで19単位である。従って、「省令で定める基準単位数」の欄には、19と記載する必要がある。

また、「実務経験のある教員等による授業科目の単位数」の欄には、単位数を記載する必要がある。

「実務経験のある教員等による授業科目の単位数」の欄に、単位数に代えて修得すべき授業時間数が定められている授業科目を計上する場合は、当該授業科目に係る授業時間数を単位数に換算する必要がある。この場合、設置者においては、計上する授業科目に係る「授業科目名」、「授業の方法」、「授業時間数」、「単位数(授業時間数からの換算後)」を記載した資料(省令で定める単位数等の基準数相当分の範囲内で可)を作成し、機関要件確認者に参考資料として提出すること。

(参考) 大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)

(単位)

第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

- 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
- 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。
  - 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。
  - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。
- (卒業の要件)

第三十二条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十八単位以上を修得することとする。ただし、教育上必要と認められる場合には、大学は、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもつて代えることができる。

【Q & A】(P.29 の追補)

- Q 確認申請書(様式第2号の2-①)の「2. 学外者である理事の一覧表」における「任期」の欄、確認申請書(様式第2号の2-②)の「2. 外部人材である構成員の一覧表」における「任期」の欄は、どのように記載すればよいか。
- A 「2018.4.1～2022.3.31」のように、任期の始期及び終期を記載すること。

【Q & A】(P.33 の追補)

- Q 確認申請書(様式第2号の3)の「4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること」「卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要」の欄において、学部別に記載を書き分ける場合、どのように記載すればよいか。
- A 「卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要」の欄内に、学部名を小見出しとして表示することで対応されたい。

【Q & A】(P.43 の追補)

- Q 「③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること」の「a.教員数(本務者)」及び「b.教員数(兼務者)」について、通信制を設置する大学・短期大学の場合は、どのように記載すればよいか。
- A 通信制を設置する大学・短期大学にあっては、既存の記載要領に加え、次のとおり、対応されたい。

(通信制のみを設置する大学・短期大学の場合)

学校基本調査の調査票様式の「学校調査票(大学・大学院・短期大学)」の「大学通信教育調査票」(様式第12号)における「教員数」に基づき、各欄に記載すること。

(昼間学部等に通信制を併設する大学・短期大学の場合)

「a.教員数(本務者)」

通信制に本務者がいる場合は、「大学通信教育調査票」(様式第12号)における「教員数」のうち「本務者」に基づき、昼間学部等のものとは区分して、「a.教員数(本務者)」の各欄に記載すること。

「b.教員数(兼務者)」

通信制に兼務者がいる場合は、「大学通信教育調査票」(様式第12号)における「教員数」のうち「兼務者」の計を、昼間学部等のものと合算し、「b.教員数(兼務者)」の各欄に記載すること。なお、「b.教員数(兼務者)」の欄内に内訳を記載することも差し支えない。

Q 「④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること」における「a.入学者の数、収容定員、在学する学生の数等」の表について、「「入学定員」、「収容定員」及び「編入学定員」は、学則に記載の数値を記載することを原則とする」とされているが、学生等の募集が停止されている学部等又は設置後完成年度を超えていない学部等がある場合は、どのように記載すればよいか。

A 学生等の募集が停止されている学部等又は設置後完成年度を超えていない学部等については、学年進行に従って学生等が在籍する学年分の収容定員を計上されたい。

Q 「④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること」における「b.卒業生数、進学者数、就職者数」の表について、通信制を設置する大学・短期大学の場合は、どのように記載すればよいか。

A 本表は、学校基本調査の調査票様式の「卒業後の状況調査票」(様式第30号)において「状況別卒業生数」が特定されている昼間学部等について、進学者数や就職者数といった内訳を含めて記載することとしている。従って、通信制については、本表に記載する必要はない。

なお、「学校調査票(大学・大学院・短期大学)」の「大学通信教育調査票」(様式第12号)に基づき、通信制の卒業生数を備考欄(任意記載事項)に記載することは差し支えない。

Q 確認申請書(様式第2号の4)における「任意記載事項」について、網掛け表示は外してよいのか。

A 網掛け表示を含めて、省令において定められた所定の様式であることから、網掛け表示は外さないこと。

#### 【Q & A】(P.50 の追補)

Q 確認申請書(様式第2号の4)における「任意記載事項」について、網掛け表示は外してよいのか。

A 網掛け表示を含めて、省令において定められた所定の様式であることから、網掛け表示は外さないこと。

(以上)